

NTTドコモに対する要請内容

総務省は、NTTドコモに対して、NTTドコモ及び他の各事業会社がそれぞれの料金業務を一の者へ移管する場合、料金業務会社及びNTTドコモにより、NTT法により各事業会社に課されている累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、NTTドコモにおいて、下記の事項に関して適切な措置を講じ、又は料金業務会社に対し講じさせるとともに、当該措置の内容を毎年度報告することを要請しました。

記

- 1 他の各事業会社との間の実質的な一体経営による営業情報の流用等が行われないようにするため、料金業務会社との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。
なお、本年7月以降の初期段階においてやむを得ず在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。
- 2 料金業務会社との間で行われる料金業務に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又は各事業会社相互間の実質的な補助が行われないようにするため、同社に対し、次の措置を講ずること。
 - 電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、貴社が同社に譲渡した債権の額と同額の対価を貴社に支払わせるとともに、譲渡手数料その他貴社が当該取引に関し同社との間で授受を行う金銭の額について、貴社に対し不当な差別的取扱いを行わせないこと。
 - 貴社の電気通信役務の利用者に対する請求に当たり貴社の料金等と他の各事業会社の料金等とを区別して示すようにさせ、また、貴社が移管した料金業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を貴社に報告させること。
- 3 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、当該債権の額はその提供する役務に係る約款や利用者との同意に基づく料金額と同額とするとともに、同社をして、譲渡した債権の額により貴社が提供する役務の利用者に対し請求を行わせること。
- 4 料金業務会社に対し、電気通信役務の販売業務等、他の業務を委託等しないこと。
- 5 料金業務会社に対して債権譲渡を行うことに伴い貴社から同社に顧客情報その他の情報(以下「顧客情報等」という。)を提供するときは、当該情報等を、同社が貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないよう、同社に対し、次の措置を講ずること。
 - 料金業務の用に供するための室とその他の室とを区分させること。
 - 料金業務会社に独自の顧客情報等管理システムを構築させること。
 - 当該システムにおいて、貴社が譲渡した債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために貴社が提供する顧客情報等を取り扱うことができないようにさせるとともに、必要に応じて区分された貴社の顧客情報等ごとに適切なアクセス権限を設定させること。また、当該

システムを用いて貴社の顧客情報等を入手した者、入手した情報及び入手した日時を記録させること。

- 顧客情報等の取扱いについて同社の従業員が遵守すべき規程を作成させるとともに、当該規程を遵守させるために必要な研修を実施させること。
 - 顧客情報等の管理責任者を設置させ、当該情報の取扱いを管理させること。
 - その他料金業務会社が顧客情報等を貴社から譲渡を受けた債権に係る料金業務の用に供する目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じさせること。
- 6 料金業務会社に対し電気通信役務の料金等に係る債権の譲渡を行うときは、事業法第 29 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 7 料金業務会社が行う料金業務について、事業法第 30 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 8 料金業務会社に対し料金業務の移管等を行うときは、事業法第6条、第 26 条及び第 27 条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講じ、又は同社に講じさせること。
- 9 料金業務会社に対し、貴社の顧客情報等について個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等の関係法令等を遵守させること。

以上